

廃 第 2 2 8 号

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会
会長 野津 勝男 様

島根県環境生活部長
(廃棄物対策課)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令
等の施行について（通知）

このことについて、平成 29 年 8 月 8 日付け環循適発第 1708081 号及び環循規
発第 1708083 号により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
及び廃棄物規制課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせしま
す。

ついては、内容についてご承知おきいただくとともに、貴会員へ周知いた
だきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

- (1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加
- (2) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加
- (4) 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加
- (5) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加等

2 施行年月日

平成 29 年 10 月 1 日